

全体会(7月28日開催)における意見に対する回答

No.	項目	委員意見	市の考え方
1	議題5	重層的支援体制整備事業（以下、「重層事業」と言う。）重層事業という言葉がなかなか定着せず、関係者だけの問題になってしまい、広範にわたらないことが懸念される。地域包括ケアシステムもまだまだ定着していない中で、その総括や進捗状況、課題の共有がされないまま重層事業という新たな言葉が乗っかっている。重層事業、地域包括ケアシステムの問題を整理し、市民にわかるような言葉の使い方、展開の仕方をお願いしたい。	重層事業では、地域包括ケアシステムを生活上の困難を抱える全ての世代の人に広げる包括的な支援体制を進めるための手段として捉えています。今後も、様々な機会を捉えて制度への理解を深める取組を行いつつ、包括的な支援体制が進むよう地域や支援関係機関と連携し様々な課題の解決を図ってまいります。
2	議題5	重層事業をする理由・課題を共有するべきではないか。また、重層事業（社会福祉法第106条の4第2項）の相談支援（1号）及び地域づくりに向けた支援（3号）に対応した吹田市の各事業の目的・内容をわかりやすく表にしたものを作成し、理解を進めたほうが良いのではないか。	第5次地域福祉計画では重層事業実施計画を包含する予定としておりますので、計画の策定にあわせて重層事業を実施する理由や課題等について記載を検討してまいります。また、令和7年3月策定の重層事業実施計画に法定事業も含めた各事業の内容を記載しておりますが、今後、より分かりやすい示し方について検討してまいります。
3	議題5	実施計画PI2「地域子育て相談機関設置事業」の記載の中で、「こども家庭センター」とあるが、吹田市は子育て支援センターではないか。	ご指摘のとおり、吹田市では、児童福祉法改正で規定する「こども家庭センター」の母子保健機能、児童福祉機能に子供の発達支援機能を加え「子育て支援センター」としています。重層事業実施計画については、ホームページ公開中のデータを修正する予定です。
4	議題6	一つの自治区に二つ以上、ないしは三つ以上の自治会を認める柔軟な体制にしていく等により自治会の数が増え、地域福祉推進の可能性が広がるのではないか。	自治会は法に定めのない任意の組織であり、区域も当該自治会が任意に決めておられます。市としましては、今後も自治会からの様々なご相談に対応しながら、自治会活動の支援や自治会加入促進施策を推進してまいります。
5	議題6	職務の一部を限定した民生委員活動の検討は可能か。	先進事例でも「民生委員協力員」という職務を限定し、民生委員活動に協力できる人員を募っている自治体もありますが、民生委員自体の担い手不足が課題である中、更なる人員の確保が負担となる側面もありますので、市民児協のニーズも確認しながら有効な負担軽減策を講じていきたいと考えています。
6	議題6	地域福祉に関する実態調査について、6ブロックごとの集計をしてほしい。また、ブロックごとに一定の人数が必ず入ることができないか検討してほしい。	地域福祉に関する実態調査については、対象者2,000人をブロック、年齢、性別ごとに人口比と同様になるよう抽出します。結果集計の際には、必要に応じて地域や年齢ごとの比較、分析をする予定です。